

オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める要望意見書

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された状況においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されます。

また、地震や大雨による洪水等の自然災害が発生した状況においても、同様のことが想定されます。

さらに、少子高齢化社会が到来する中で、育児や介護で容易に外出することができない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められます。

したがって、定足数を満たす人数の議員が議場に参集できない状態においても、議案審議、表決などを可能とする議会運営方法を確立しておかなければ本会議を開けず、議決機関として市民の期待に応えることはできません。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英国議会ではオンライン本会議を実現していますが、我が国においては地方自治法第113条及び第116条第1項における出席の概念が現に議場にいることを前提としており、オンラインによる本会議運営は現行法上できないと解されています。

一方で、総務省は令和2年4月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における判断によってオンライン化は可能との見解を発出しましたが、本会議でもオンライン化ができれば議会としての意思決定プロセスは完結できず、議案審査上の利点は限られます。

よって、国及び関係機関におかれましては、非常時には地方議会の判断により、強固なセキュリティ対策を施した上で、本会議運営をオンライン会議などによる遠隔審議・議決が可能となるよう、下記の事項について要望いたします。

記

- 1 地方議会における本会議の開催が、本来の役割を妨げることなく、かつ公開性に配慮した上で、情報通信技術によるオンラインでの審議や表決によっても可能となるよう、議場への参集が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長